

久留米市公告第 15 号

市有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき公告する。

令和 4 年 1 月 20 日

久留米市長 大久保 勉

1 一般競争入札（公有財産売却システムによる入札案件）に付する市有財産の概要

売却区分 番号	財産名称	初年度 登録	総排気量	走行距離	予定価格	入札保証金
1	三菱 マイクロバス	H16.3	5.24L	515,200km	200,000 円	20,000 円

備考：1 「予定価格」とは、あらかじめ市が定めた最低売却価格（消費税相当額を含む。）であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 走行距離は、下見会（第 5 項参照）までの間に増加する場合がある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 久留米市が定める久留米市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (6) 日本国内に住所及び連絡先がある者であること。
- (7) 20 歳以上の者であること。

3 入札参加申込みの方法

- (1) 仮申込み（インターネットによる申込み）

入札参加希望者は、令和 4 年 1 月 20 日（木曜日）午後 1 時から令和 4 年 2 月 8 日（火曜

日)午後2時までに、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」という。)により参加の仮申込みの手続きを行うとともに、クレジットカードにより久留米市が定めた入札保証金を納付すること。

(2) 本申込み(必要書類の提出)

入札参加希望者は、上記(1)の仮申込みの手続きを完了した後、令和4年2月10日(木曜日)までに所定の申込書等により久留米市総務部契約課に一般競争入札への参加を申し込むこと。

① 申込書等を郵送する場合

- ア 送付先 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3
久留米市役所 総務部契約課物品チーム
- イ 受付 簡易書留で令和4年2月10日(木曜日)※必着のこと

② 申込書等を持参する場合

- ア 受付場所 久留米市役所 総務部契約課物品チーム
- イ 受付時間 上記期間の市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

なお、参加申込時に必要な書類等は以下のとおりとする。

- ・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書
- ・ 誓約書
- ・ 個人の場合は、身分証のコピー(公的機関が発行した「運転免許証」「パスポート」等)
- ・ 法人の場合は、登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの、コピー可)
- ・ 法人の場合は、役員等一覧(登記事項証明書に登載されている役員の方(代表者・監査役を含む。)全員について記載)

※法人の代表者が従業員に入札手続を委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は、委任状が必要です。

(3) 受付期間内に申込書等のすべての必要書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することはできない。

(4) その他

- ① 申込書等は、久留米市総務部契約課のホームページからダウンロードすること。
- ② 申込書等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- ③ 提出された申込書等は、返却しないものとする。

4 契約条項を示す場所

場 所 福岡県久留米市城南町15番地3
久留米市役所 総務部契約課物品チーム 電話0942-30-9172

5 下見会

下見会希望者は、下見会の前日までに下記連絡先へ電話により予約すること。

<売却区分番号1>

- (1) 場 所 久留米市田主丸町田主丸749-1 田主丸老人福祉センター
- (2) 日 時 令和4年1月28日(金曜日) 午前10時から正午まで

連絡先 久留米市総務部契約課物品チーム 電話0942-30-9172(直通)

受付時間 市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

※ 車体等の傷等及び搭載品の確認については、下見会の時に行うこと。なお、下見会で入札物件を確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなす。

6 質問受付期間及び質問方法

- (1) 質問受付期間 令和4年1月20日(木曜日)午後1時から令和4年2月3日(木曜日)正午まで。(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
- (2) 質問受付時間 (1)質問受付期間内の午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 質問方法 FAX又は電子メールにて受け付ける。15.(3)記載の連絡先へ送信後、到着確認の電話連絡を行うこと。
- (4) 質問回答 FAX又は電子メールで行う。ただし、必要な場合は市ホームページに掲載を行う。

7 一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場 所 KSI 官公庁オークション売却システム上
- (2) 入札期間 令和4年2月22日(火曜日)午後1時から令和4年3月1日(火曜日)午後1時まで
- (3) 開 札 令和4年3月1日(火曜日)午後1時

8 入札の方法

- (1) KSI 官公庁オークション売却システム上で入札価格(消費税及び地方消費税を含む。)を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことはできない。
- (2) 郵送又は持参による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、久留米市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。

- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。
- (5) 落札者が久留米市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は久留米市に帰属する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに違反する入札
- (4) 規則で定める無効な入札に該当する入札

11 落札者の決定方法

- (1) 入札期間終了後、久留米市は開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者として決定する。
- (2) 開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号（KSI 官公庁オークションの会員登録時に自動で発行される固有の番号）を落札者の氏名（名称）とみなす。

12 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、令和4年3月7日（月曜日）午後5時15分までに契約を締結しなければならない。

(2) 契約書の作成の要否

必要

(3) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とする。契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。

(4) 売却代金

売却代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。

(5) 売却代金の残金の納入

契約の相手方は、令和4年3月15日（火曜日）午後2時30分までに売却代金の残金を、一括で久留米市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

また、納付を確認するために領収書の写しを 15.(3)記載の連絡先にFAX送信し、到着確認の電話連絡をしなければならない。

13 物品の引渡し

物品の引渡しは次の期間及び場所にて現状で引渡すものとする。

契約の相手方は、売却代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合「保管依頼書」を提出しなければならない。

引渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷等については、久留米市は一切の責任を負わないものとする。

引渡し時には、「市有財産（自動車）移転登録等書類 受領書」及び「市有財産受領書」を提出すること。

- (1) 引渡期間 契約締結及び売却代金残金納入後～令和4年3月25日（金曜日）
時間帯 午前9時～午後3時
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
- (2) 引渡場所 5下見会の場所に同じ

14 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。
- (2) 売払物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。
- (3) 落札された自動車は、一時抹消登録となっているので、引渡し後に落札者において車検及び登録手続き等を行い、登録が完了後速やかに車検証等の写しを久留米市に提出すること。
- (4) 落札者は自動車の引渡しを受けた後、車体文字等の消去を行い、速やかに写真を久留米市総務部契約課に提出しなければならない。
- (5) 自動車を解体した場合については、解体を証明する証明書の写しを提出しなければならない。
- (6) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続き等をしないまま保管しないこと。
- (7) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

15 その他

- (1) この公告に記載するもののほか、必要な事項については、市ガイドラインに基づくものとする。
- (2) 久留米市は、売払物件の契約不適合責任を負わない。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局

名 称 久留米市役所 総務部契約課物品チーム

所在地 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3

電 話 0942-30-9172（直通）

F A X 0942-30-9713

電子メールアドレス keiyaku@city.kurume.fukuoka.jp